

## 市川市行徳野鳥観察舎喫茶サービス業務委託仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件名 市川市行徳野鳥観察舎喫茶サービス業務委託

2. 目的

本業務は、市川市行徳野鳥観察舎 1 階に開設する喫茶コーナーにおいて、来館者が気軽に休憩を取りながら行徳近郊緑地内の眺望等を楽しめるよう喫茶サービスを提供するもの。

3. 委託場所

市川市福栄 4 丁目 2 2 番 1 1 号（行徳野鳥観察舎内）

4. 委託期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5. 一般事項

(1) 喫茶スペース（キッチンスペース）

① 場所 行徳野鳥観察舎 1 階

② 対象面積 : 約 6 m<sup>2</sup>

(2) 業務実施上の留意点

① 業務実施に当たっては、委託者の当該事業の運営上の考え方を踏まえて行うものとし、委託者との連絡を密にし、協議を行いながら実施するものとする。

② 受託者は、紹介・販売業務を円滑に遂行するために必要な業務従事者を 2 名以上配置するとともに、業務管理上、業務責任者（喫茶サービス業務経験 5 年以上）を定めるものとする。業務責任者の当該施設における実働時間は概ね 2 時間/日以上とする。

6. 業務内容

(1) 喫茶サービスの提供

受託者は、別紙 2 に示す喫茶スペースにおいて、営業時間中に、希望する来館者に対して有料で飲料及び食品（以下、飲料等）を提供する。

「飲料」・・・主にホットコーヒーおよびアイスコーヒー等。

「食品」・・・主に包装された菓子類等。

- ① 委託者が用意した冷凍冷蔵庫、製氷機、給水設備等を活用し喫茶サービスを提供する。
- ② 飲料等売払収入の徴収事務を行う。また、受託者は委託者と飲料等売払代金徴収事務委託契約書を取り交わす義務を負う。
- ③ 飲料や食品のテイクアウトを可能にする。
- ④ 飲料の品目や仕入れ方法、価格は委託者と協議して決定する。
- ⑤ 食品の価格は委託者と協議して決定する。
- ⑥ 飲料の購入は委託者が行い、その費用も委託者が負担する。
- ⑦ 食品の販売は、喫茶サービスの向上を目的とし、受託者が販売元を選定し、委託者の許可を得ること。
- ⑧ 販売元から受託者への納品伝票（単価、個数入り）及び、受託者から販売元への支払い伝票（単価、売り上げ個数、返品個数入り）を委託者へ提出すること。
- ⑨ 受託者は販売元から販売手数料を受け取らないこと。
- ⑩ 受託者は、代金の受け渡し方法を販売元と調整し、委託者と協議して決定する。
- ⑪ 受託者は飲料や食品の商品管理を行い、月末毎に売上状況等を委託者に報告する。
- ⑫ 受託者は市川保健所において食品衛生法による喫茶店営業の許可を受ける。
- ⑬ 食品については包装されたものとし、衛生法上の責任は販売元が負う。
- ⑭ 喫茶サービスの提供において発生した売上は委託者が受領するものとする。なお、飲料等売払代金徴収事務を行う場合に必要なり銭は、受託者が用意するものとする。
- ⑮ 受託者は「お洒落かつ環境に配慮した」喫茶スペース作りを行うこと。また、喫茶利用者に再来館を促すような仕掛け、例えば季節を感じられる館内の装飾やPR等を行うこと。なお、それに関する費用は受託者が負担する。
- ⑯ 新型コロナウイルス感染症拡大などの当事者双方の責めに帰することができない場合で業務内容の一部を中断する必要がある場合は、委託者と受託者が代替業務について検討するものとする。その上で、代替業務がない場合は委託業務を中断し、金額を減額するものとする。

## 7. 業務実施日及び業務時間

### (1) 業務実施日

別紙4「業務実施予定日」に指定された日（ただし、業務の都合上、委託者と受託者との協議において実施日を定めた場合はこの限りでない。）

## (2) 業務時間

午前8時45分から午後5時15分とする。休憩時間を1時間とするものとする。

## (3) 開設時間

午前9時から午後5時とする。

閉店日	開店日の業務時間
① 月曜日	午前8時45分から午後5時15分
② その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い当該休日以外の日	※業務責任者は、2時間以上管理者として常駐すること ※業務実施者は2人体制とし、休憩は交代に行うこと。
③ 1月1日から同月3日まで	
④ 12月29日から同月31日まで	

## 8. 添付資料

別紙1 案内図（位置図）

別紙2 配置図及び喫茶スペース拡大図

別紙3 備品一覧

別紙4 業務実施予定日

別紙5 完了届

関連図書 飲料及び食品等売払代金徴収事務委託契約書

## 9. 提出書類及び報告書

### (1) 提出書類

受託者は、業務の実施にあたり、以下の書類を委託者に提出するものとする。

1. 実施体制、全体工程、業務責任者名、業務従事者名等を記載した事業計画書
2. 食品営業許可を証明する書類（写し）

### (2) 報告書等

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次に掲げる報告書等を委託者に提出するものとする。

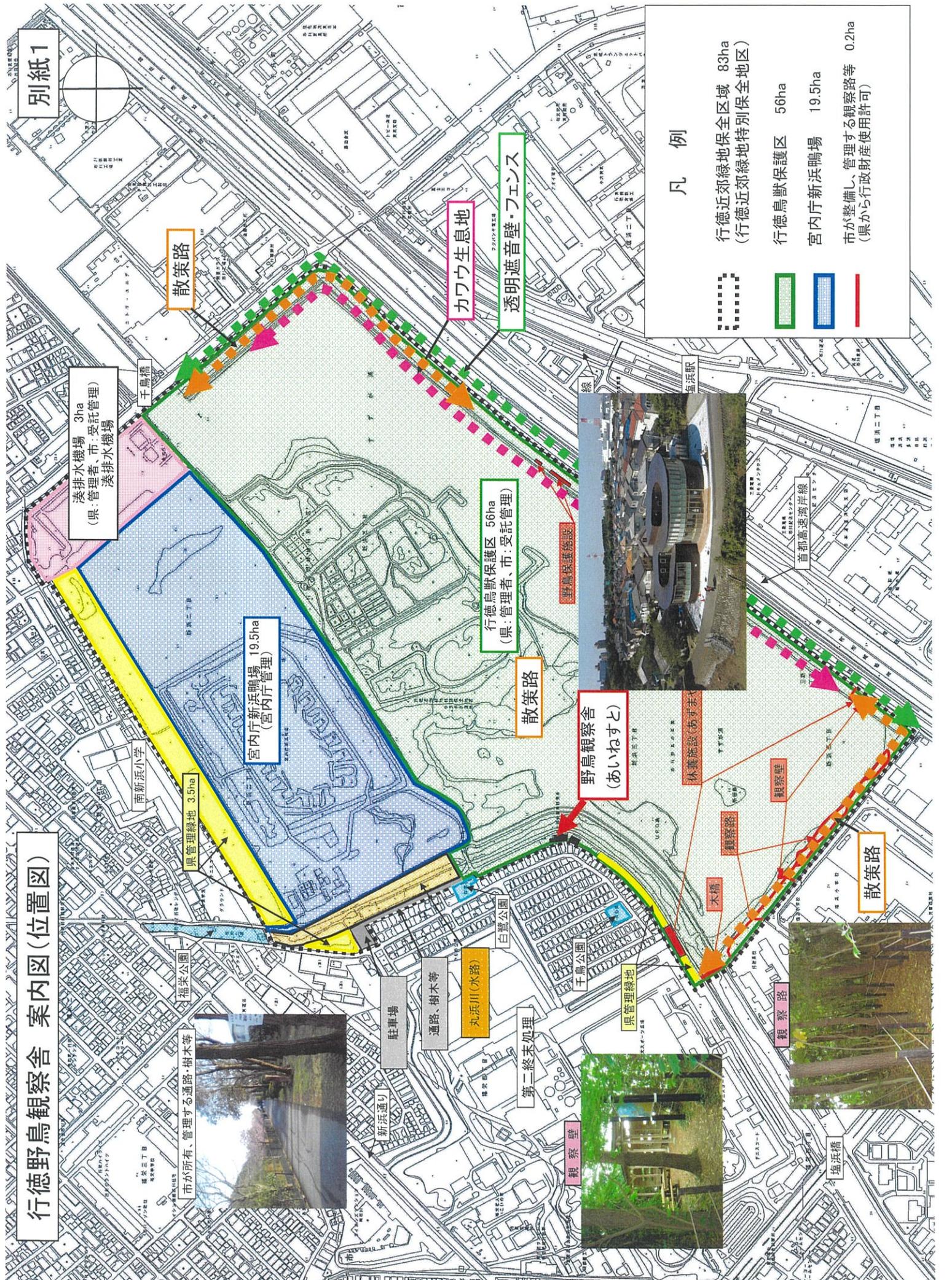
1. 業務従事者名、業務内容（実績等）、業務時間（開始時刻:終了時刻）、その他当該業務に関連する事項等を記載した業務日報（当該月業務終了後、翌月の7日までに提出。ただし、委託業務完了月においては、委託業務終了日とする。）
2. 喫茶コーナーの商品管理、売上げ状況月度報告（当該月業務終了後、翌月の7日までに提出。ただし、委託業務完了月においては、委託業務終了日とする。）
3. 業務完了報告書及び委託者が定める完了届（別紙5参照、業務完了後、委託期間終了日までに提出。）

## 10. その他

- (1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者がその都度協議のうえ、対応を決定するものとする。

# 行徳野鳥観察舎 案内図(位置図)

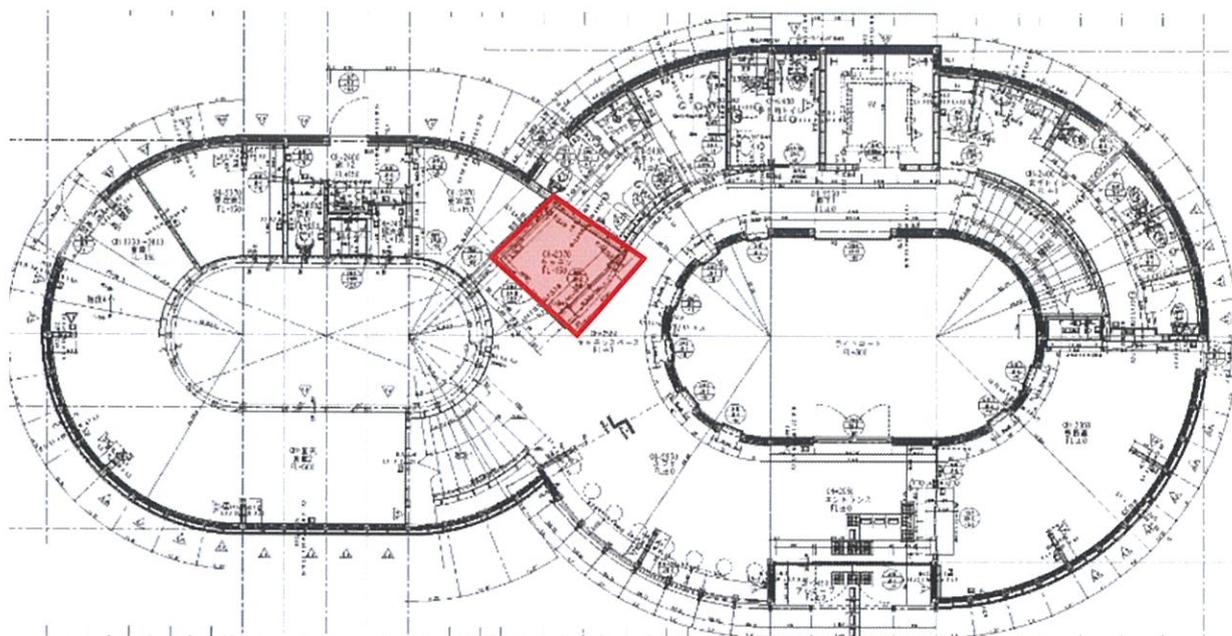
別紙1



## 凡例

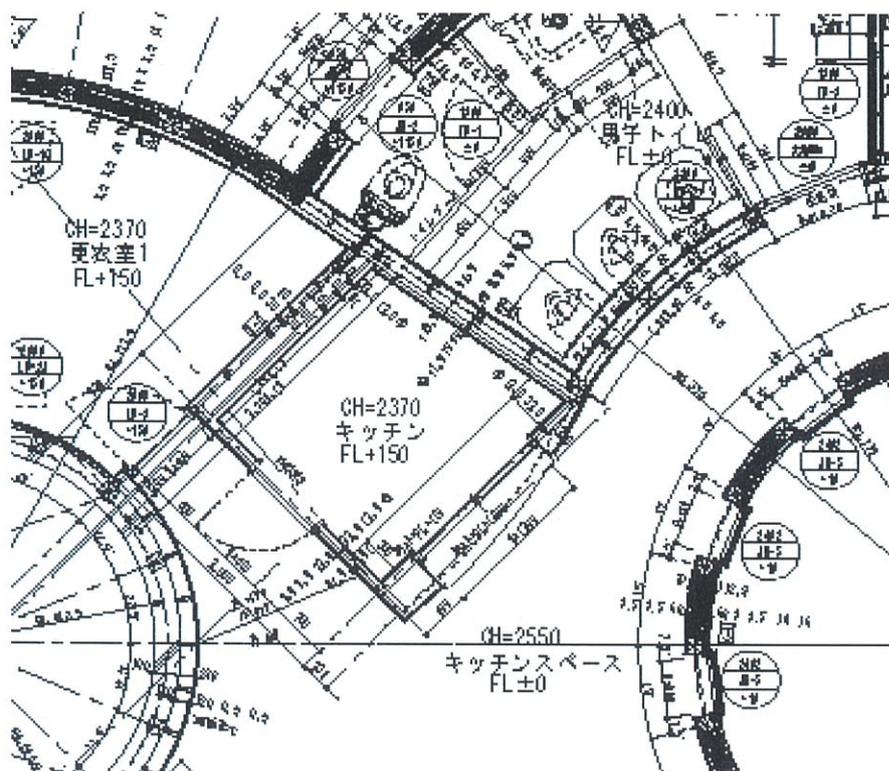
-  行徳近郊緑地保全区域 83ha  
(行徳近郊緑地特別保全地区)
-  行徳鳥獣保護区 56ha
-  宮内庁新浜鴨場 19.5ha
-  市が整備し、管理する観察路等 0.2ha  
(県から行政財産使用許可)





 : 喫茶スペース(キッチンスペース)

配置図



喫茶スペース拡大図

カフェ備品一覧

別紙3

No.	品名	型式	寸法
1	自動手指洗浄消毒器（単水栓）	WS-3000SL	400×370×744
2	吊戸棚		1000×350×600
3	一槽シンク		600×550×800
4	上棚		600×350×350
5	アイスメーカー	SIM-S3500B	500×450×800
6	甲板		502×550×40
7	コールドテーブル	FRT0960K	900×600×800
8	引出付作業台		900×600×800

市川市行徳野鳥観察舎喫茶サービス業務委託（6月以降分：業務実施予定日）

6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	日 ○	1	火 ○	1	金 ○	1	月	1	水 ○	1	土 ○	1	月	1	木	1	日 ○	1	日 ○
2	月	2	水 ○	2	土 ○	2	火 ○	2	木 ○	2	日 ○	2	火 ○	2	金	2	月	2	月
3	火 ○	3	木 ○	3	日 ○	3	水 ○	3	金 ○	3	月 ○	3	水 ○	3	土	3	火 ○	3	火 ○
4	水 ○	4	金 ○	4	月	4	木 ○	4	土 ○	4	火	4	木 ○	4	日 ○	4	水 ○	4	水 ○
5	木 ○	5	土 ○	5	火 ○	5	金 ○	5	日 ○	5	水 ○	5	金 ○	5	月	5	木 ○	5	木 ○
6	金 ○	6	日 ○	6	水 ○	6	土 ○	6	月	6	木 ○	6	土 ○	6	火 ○	6	金 ○	6	金 ○
7	土 ○	7	月	7	木 ○	7	日 ○	7	火 ○	7	金 ○	7	日 ○	7	水 ○	7	土 ○	7	土 ○
8	日 ○	8	火 ○	8	金 ○	8	月	8	水 ○	8	土 ○	8	月	8	木 ○	8	日 ○	8	日 ○
9	月	9	水 ○	9	土 ○	9	火 ○	9	木 ○	9	日 ○	9	火 ○	9	金 ○	9	月	9	月
10	火 ○	10	木 ○	10	日 ○	10	水 ○	10	金 ○	10	月	10	水 ○	10	土 ○	10	火 ○	10	火 ○
11	水 ○	11	金 ○	11	月 ○	11	木 ○	11	土 ○	11	火 ○	11	木 ○	11	日 ○	11	水 ○	11	水 ○
12	木 ○	12	土 ○	12	火	12	金 ○	12	日 ○	12	水 ○	12	金 ○	12	月 ○	12	木 ○	12	木 ○
13	金 ○	13	日 ○	13	水 ○	13	土 ○	13	月 ○	13	木 ○	13	土 ○	13	火	13	金 ○	13	金 ○
14	土 ○	14	月	14	木 ○	14	日 ○	14	火	14	金 ○	14	日 ○	14	水 ○	14	土 ○	14	土 ○
15	日 ○	15	火 ○	15	金 ○	15	月 ○	15	水 ○	15	土 ○	15	月	15	木 ○	15	日 ○	15	日 ○
16	月	16	水 ○	16	土 ○	16	火	16	木 ○	16	日 ○	16	火 ○	16	金 ○	16	月	16	月
17	火 ○	17	木 ○	17	日 ○	17	水 ○	17	金 ○	17	月	17	水 ○	17	土 ○	17	火 ○	17	火 ○
18	水 ○	18	金 ○	18	月	18	木 ○	18	土 ○	18	火 ○	18	木 ○	18	日 ○	18	水 ○	18	水 ○
19	木 ○	19	土 ○	19	火 ○	19	金 ○	19	日 ○	19	水 ○	19	金 ○	19	月	19	木 ○	19	木 ○
20	金 ○	20	日 ○	20	水 ○	20	土 ○	20	月	20	木 ○	20	土 ○	20	火 ○	20	金 ○	20	金 ○
21	土 ○	21	月 ○	21	木 ○	21	日 ○	21	火 ○	21	金 ○	21	日 ○	21	水 ○	21	土 ○	21	土 ○
22	日 ○	22	火	22	金 ○	22	月	22	水 ○	22	土 ○	22	月	22	木 ○	22	日 ○	22	日 ○
23	月	23	水 ○	23	土 ○	23	火 ○	23	木 ○	23	日 ○	23	火 ○	23	金 ○	23	月 ○	23	月
24	火 ○	24	木 ○	24	日 ○	24	水 ○	24	金 ○	24	月 ○	24	水 ○	24	土 ○	24	火	24	火 ○
25	水 ○	25	金 ○	25	月	25	木 ○	25	土 ○	25	火	25	木 ○	25	日 ○	25	水 ○	25	水 ○
26	木 ○	26	土 ○	26	火 ○	26	金 ○	26	日 ○	26	水 ○	26	金 ○	26	月	26	木 ○	26	木 ○
27	金 ○	27	日 ○	27	水 ○	27	土 ○	27	月	27	木 ○	27	土 ○	27	火 ○	27	金 ○	27	金 ○
28	土 ○	28	月	28	木 ○	28	日 ○	28	火 ○	28	金 ○	28	日 ○	28	水 ○	28	土 ○	28	土 ○
29	日 ○	29	火 ○	29	金 ○	29	月	29	水 ○	29	土 ○	29	月	29	木 ○			29	日 ○
30	月	30	水 ○	30	土 ○	30	火 ○	30	木 ○	30	日 ○	30	火	30	金 ○			30	月
		31	木 ○	31	日 ○			31	金 ○			31	水	31	土 ○			31	火 ○
月計	25	月計	27	月計	27	月計	25	月計	27	月計	26	月計	24	月計	24	月計	24	月計	26

※ は、休館日です。

業務日数合計

255日

完 了 届

令和 年 月 日

市 川 市 長 様

住所

氏名

印

下記のとおり業務が完了したので、届出をします。

1. 業 務 名 \_\_\_\_\_

2. 委 託 場 所 \_\_\_\_\_

3. 契 約 年 月 日      令和      年      月      日

4. 委 託 金 額      \_\_\_\_\_ 円

5. 委 託 期 間      令和      年      月      日から

令和      年      月      日まで

6. 完 了 年 月 日      令和      年      月      日

市川市野鳥観察舎喫茶サービスに関する飲料及び食品等売払代金徴収事務委託契約書（案）

市川市(以下「委託者」という。)と (以下「受託者」という。)とは、市川市行徳野鳥観察舎の飲料等売払代金（代行販売によるものは除く）の徴収事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項に基づいて次のとおり委託契約を締結する。

（委託事務）

第1条 委託者は、受託者に市川市行徳野鳥観察舎喫茶コーナーの飲料等売払代金の徴収事務を委託し、受託者はこれを履行するものとする。

2 受託者は、本契約に基づき別紙仕様書の定めるところにより飲料等売払代金徴収事務を行う。業務の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を忠実に遵守しなければならない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、市川市財務規則(昭和60年規則第4号)その他関係法令を誠実に守るものとする。

(2) 受託者は、飲料等売払代金の徴収事務を行うときは、身分を示す証票を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

(3) 受託者は、飲料等売払代金の納付を受けたときは、領収日の入った領収書を受託者の名で、申請者に対して交付するものとする。この場合において、受託者が委託者の徴収事務受託者である旨を併せて記載するものとする。

(4) 受託者は、徴収に係る飲料等売払代金を、徴収した日の翌日(その日が市川市の指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）の営業日でない日に当たる場合にあつては、その日後において最も近い指定金融機関等の営業日)のうちに別に定める要領に従い「納付書（調定書）兼領収済通知書」（添付1参照）を作成し、当該現金とともに出納取扱店又は収納取扱店に払い込むものとする。

(5) 受託者は、指定金融機関等から交付を受けた領収書を適切に保管するものとする。

(6) 受託者は、別に定める要領に従い毎月の調定額を調定通知書に記載し、税外収入整理簿計算書に添えて、翌月10日までに委託者まで提出するものとする。

(7) 飲料等売払代金徴収事務を行う場合に必要なつり銭は、受託者が用意するものとする。

（一括再委託の禁止）

第2条 受託者は、この契約に基づく事務を一括して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

(委託期間)

第3条 この契約の期間は、令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

(事務の委託料)

第4条 委託者が受託者に対し支払う委託事務に要する費用は、令和7年 月 日付  
けで別に締結した市川市行徳野鳥観察舎喫茶サービス業務委託契約の委託料に含まれる  
ものとする。

(委託事務の検査)

第5条 委託者は、委託事務の履行及び適正な執行を確保するために、必要があると認める  
ときは、受託者に対して、事務の執行状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は  
検査することができる。

2 委託者は、前項の検査を行ったときは、その結果に基づき、受託者に対して必要な措置  
を講ずるよう求めることができる。

(契約の解除)

第6条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することが  
できる。

(1) 受託者の責に帰する事由により事務を履行しないとき又は履行する見込みがないと  
明らかに認められるとき。

(2) 受託者が正当な理由がなく、履行すべき期日を過ぎても事務に着手しないとき。

(3) 受託者が地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者と判明したとき。

(4) 受託者が法令又は契約に違反したとき。

(5) 受託者の責に帰する事由により契約の解除を申し出たとき。

(損害賠償)

第7条 委託者は、前項の規定により解除したときは、損害賠償を請求することができる。

2 受託者は、徴収事務に関して故意又は過失によって委託者に損害を与えたときは、その  
損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持等)

第8条 受託者は、この事務によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後  
も同様とする。

2 受託者は、事務を実施するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特  
記事項」を遵守しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 事務の実施にあたり、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために要  
した費用は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責に帰する事由  
により発生したときは、この限りでない。

(賃金又は物価の変動に基づく委託金額の変更)

第10条 委託者又は受託者は、契約期間内で契約締結の日から6月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残委託金額(委託金額から当該請求時の出来高部分に相応する委託金額を控除した額。以下同じ)と変動後残委託金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残委託金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額について、委託金額の変更の協議に応じなければならない。

3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から原則として14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「本条に基づく直前の委託金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託金額が著しく不相当となったときは、委託者又は受託者は、前4項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。

6 前項の場合において、委託金額の変更額については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から原則として14日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

(補則)

第11条 委託者及び受託者は、この契約を信義に従い誠実に履行し、この契約について変更又は疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上その都度決定する。

この契約締結の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が各1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

住所 市川市八幡1丁目1番1号  
 委 託 者 市川市  
 氏名 代表者 市長 田 中 甲 印

住所  
 受 託 者  
 氏名 印



## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 受託者は、この委託契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (個人情報の機密保持義務)

第2条 受託者は、この委託契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この委託契約終了後も、同様とする。

#### (受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

#### (第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受託者は、この委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (再委託の禁止又は制限)

第5条 受託者は、この委託契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず委託者の承諾を得るものとする。

#### (適正管理)

第6条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受託者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

#### (個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受託者は、この委託契約による事務を処理するため委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、委託者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この委託契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この委託契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この委託契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受託者がこの委託契約の事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡し、若しくは委託者の指示に従い抹消するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(受託事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、この委託契約の事務に係る受託者の受託事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は受託者に参考となるべき報告もしくは資料の提出を求めることができる。

2 受託者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受託者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受託者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。